

平成 28 年度
第 1 回 子どもの権利推進委員会

【日時】 平成 28 年 11 月 30 日（水）19 時 00 分～20 時 15 分

【場所】 北広島市役所本庁舎 2 階会議室

【出席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

渡邊会長、福与副会長、堀委員、田井委員、数納委員、成田委員、中山委員

◇事務局

木下子育て支援室長、記内児童家庭課主査、金田児童家庭課主事

【欠席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

只石委員、斉藤委員、山口委員

【傍聴者】 2 名

○事務局 開会に先立ちまして、委嘱状の交付をさせていただきます。本来であれば、市長から交付をさせていただくのですが、本日他の公務により出席できませんので、子育て支援室長の木下から交付をさせていただきます。

（各委員に子育て支援室長から委嘱状を交付）

会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。
本日の会議につきましては、情報公開条例第 20 条の規定に基づきまして、原則公開となっておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、日程 3 番目の「挨拶」に入らせていただきます。子育て支援室長の木下からご挨拶申し上げます。

○事務局 皆様こんばんわ。子育て支援室の木下でございます。先ほど司会からもございましたけれども、本来であれば市長からご挨拶申し上げるべきところ

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

ろでございますが、市長・副市長・部長が別の公務が入っている関係で、私からご挨拶を申し上げることにさせていただきます。

本日はお忙しい中、子どもの権利推進委員会にご出席いただきまして、心から感謝を申し上げます。また、日ごろより当市の児童福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、子どもの権利推進委員会につきましては、北広島市子どもの権利条例に基づきまして、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障・推進するために平成 25 年に設置をされております。そのため、委員の皆様には引き続きの方もいらっしゃると思いますが、2 期目の委員会ということに今回はなっています。

子どもの権利に関する施策につきましては、総合的、あるいは計画的に推進していくために、市では子どもの権利に関する推進計画を策定するようになっております。委員の皆様には、この推進計画が計画どおりに進んでいるのか、あるいは計画を変更する際には、ご意見をいただくことになっております。具体的に今回につきましては、主題にも記載しておりますが、施策の実施状況のご報告をいたしまして、ご意見をいただきたいということが 1 つ、それから広報活動につきましても、ご意見をいただきたいと考えてございます。

また、来年度をもちまして、推進計画は 3 年間の計画期間が終わることになっております。したがって、来年度に向けまして、次の計画をどのようにしていくかという部分について事務局からご提案をしながら、委員皆様からご意見をいただく予定をしているところでございます。色々とお知らせしましたが、子どもにとっての最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らしていける街づくりが進められるように、計画に掲げる施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様には大変お手数をおかけすることになりますけれども、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

○事務局

それでは出席者の紹介に移らせていただきます。大変恐れ入りますが、福与委員のほうから順に自己紹介をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(各委員が自己紹介)

平成 28 年度
第 1 回 子どもの権利推進委員会

ありがとうございました。続きまして、事務局から自己紹介をいたします。

(事務局が自己紹介)

それでは日程 5 番目の「会長・副会長の選出」に入らせていただきます。
会長・副会長の選出につきましては、委員の互選により選出することとなっておりますが、選出の方法についていかがいたしましょうか。

(事務局に一任するとの意見あり)

それでは事務局一任という声をいただきましたので、事務局から提案をさせていただきます。それでは、当委員会の会長を渡邊委員に、副会長を福与委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、渡邊委員に当委員会の会長を、福与委員に副会長をお願いいたします。渡邊委員、恐れ入りますが、会長席にお移りいただけますでしょうか。

では、会長から一言ご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

それではこの後の進行につきましては、渡邊会長にお願いしたいと思います。また、傍聴を希望される方がお見えですので、入室してもらいます。

(傍聴者入室)

○会長 それでは、日程 7 番目の「北広島市子どもの権利に関する推進計画の実施状況について～資料 1」になりますが、事務局からお願いします。

○事務局 (資料に沿って説明)

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

- 会長 ありがとうございます。では委員の皆様から、推進計画の実施状況について、何かご質問等ございますか。
- A 委員 資料 5 ページ 1 段目「権利の相談・救済と侵害された権利の回復の支援」の件ですが、子どもの権利相談の受付時間は、市役所の窓口開設時間に限られているということと捉えて良いのでしょうか。24 時間ということではないですよね。
- 事務局 子どもの権利相談窓口開設時間につきましては、月曜日から金曜日の 10 時半から 17 時としております。そのほかで、メールによる相談受付については、24 時間受付になっておりますが、それに対する返信については、開設時間に行っています。
- そのほか、巡回子どもの権利相談ということで、土曜もしくは日曜日に、児童館や地域子育て支援センターに行って、相談の受付を行っています。
- 会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。
- B 委員 資料 1 ページ 2 段目「子どもの養育支援と DV 被害の母及び子の保護」の「児童福祉施設入所措置事業」の件ですが、平成 27・28 年度ともに利用者数が 0 人ということで良いのかなと思うのですが、入所するまでの手続きや条件について教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- 事務局 こちらにつきましては、離婚や配偶者からの暴力などによって支援の必要な配偶者のない女子とその方の監護すべき児童が母子生活支援施設に入所をするための事業です。手続きとしては、まずは相談をいただいて、その後で入所が必要と判断される場合に、市が施設入所にかかる費用を支援していく形になります。
- B 委員 全国で見ると、手続きが遅れてしまったり、少し様子をみようと言っている内に、悲劇が起こってしまったということ、たびたびお聞きますが、即日入所も可能なのでしょうか。
- 事務局 こちらにつきましては、緊急性の伴うものとありますが、例えば児童の危険が迫っている場合については、こちらの実施している事業とは別で、児

平成 28 年度 第 1 回 子どもの権利推進委員会

童相談所において一時保護が行われたり、夫や恋人の DV などの避難ということであれば、道立の女性相談援助センターで対応をしています。そのため、それぞれの状況に合わせて、児童福祉施設入所措置事業も視野に入れながら、相談受付を行っているところでございます。

- 事務局 若干補足をいたします。制度の名称が「児童福祉施設入所措置事業」ということで、B委員が児童養護施設などを想像されているように感じたのですが、「児童福祉施設入所措置事業」の事業内容は2つあります。
- 1つ目の事業内容として、先ほど主査が説明をしましたように、虐待やDVなどがあった場合に母子生活支援施設への入所措置をするということ。
- 2つ目の事業内容として、経済的に出産が難しい方に産科の病院への入所措置をするということ。
- 制度の名称が、児童福祉施設への入所措置だけを行っている事業にみえるものですから、誤解のないように補足をいたします。

- 会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

(委員質問等なし)

私から質問をさせていただきます。資料1ページ2段目「子どもの養育支援とDV被害の母及び子の保護」の「子育て短期支援事業」の件ですが、平成27年度は利用実人員4人、実利用日数26日間となっていますが、平成28年度は利用実人員1人、実利用日数3日となっています。私が以前施設で働いていた時に比べると、利用人数がかなり減少しています。

こちらについては、ファミリーサポートセンター事業との関係があるために、利用人数が減少しているのでしょうか。ファミリーサポートセンター事業の平成28年度の取組をみますと、利用会員数543人、協力会員数81人、両方会員数26人となっています。平成27年度と比べると、人員数があまり変わっていないのですけれども、利用実績が3分の1ほど下がっています。

このことについて、市ではそのような養育相談や緊急を要する相談窓口がないのか。また、そのような相談件数がないのかをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

○事務局 「子育て短期支援事業」のショートステイ事業の利用についてですが、ショートステイ事業につきましては、保護者の病気や一時的な家庭での児童の養育や困難な場合や緊急的に保護が必要な場合に、児童養護施設に児童養育などを委託して実施をしているところです。

利用件数につきましては、実利用者数ということでいけば、減少しているところではあるのですが、実際に相談自体がなくなっているというわけではなく、相談をしている中で、一時的に子どもを預かってもらうことができるショートステイ事業も紹介はしています。利用件数については、今のところは減少しています。

○事務局 補足をいたします。主査から説明したとおりなのですが、年度によって、ショートステイ事業の利用件数というのは、多少ばらつきがございます。ちなみに、資料に載っていないところで、平成 26 年度は利用実人員 1 人、平成 25 年度は利用実人員 6 人、平成 24 年度が利用実人員 3 人となっています。

育児疲れで子どもの面倒がみれないため、ショートステイ事業で預かってほしいなどのケースが多いのですが、保護者の体調などが影響してきますので、利用件数に多少ばらつきはでてくるという感じがしております。

それから、ファミリーサポートセンター事業との関係ですが、特に因果関係はないと思っています。ファミリーサポートセンター事業自体の利用件数の変化は、例えば、学童クラブが平成 27 年度から開所時間を、始めが 30 分、終わりが 30 分と 1 時間拡大をしております。そういう影響などを受けまして、ファミリーサポートセンター事業の利用件数が減少しているため、ショートステイ事業と因果関係の解析まではしてはおりませんが、さほどの影響は受けてないのかなという感じがしております。

○会長 ショートステイ事業は利用料金が高いですね。生活保護世帯は 0 円、市町村民税非課税世帯で 2 歳未満日額 1,100 円、課税世帯は 2 歳未満日額 5,350 円かかります。

そうすると、親が 1 日 5,350 円負担し、残りの金額を市が 5,350 円負担で合計 10,700 円が 1 日にかかります。ですから、国の事業として行っているショートステイ事業は利用料金が高い関係で、利用件数が少なくなっているのか、それとも利用料金が低いファミリーサポートセンター事業を利用している関係で、利用件数が少なくなっているのかが気になり質問させていただきました。ありがとうございます。

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

他にご質問等ありますか。

○C委員 資料 2 ページ 4 段目「ひとり親家庭等の親子に対する支援」、資料 4 ページ 6 段目「適正な子どもの養育の確保と要支援児童に対する支援」、資料 5 ページ 1 段目「権利の相談・救済と侵害された権利の回復支援」の件ですが、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員、子どもの権利相談員がいらっしゃいますが、特に家庭児童相談員の相談件数が平成 27 年度は 3,150 件、平成 28 年度は 1,900 件とたくさんの件数を相談しています。

教えていただきたいことは、相談員の人数や相談の時間、実際に相談しやすい状況になっているのか。相談できない人がまだまだいるのかです。よろしくお願いします。

○事務局 相談員の相談体制等についてですが、現在母子・父子自立支援員と家庭児童相談員を兼務しております。兼務をしている相談員が 3 名おります。そのほか、子どもの権利相談員が 1 名ということで、相談受付を児童家庭課において行っています。

母子・父子自立支援員と家庭児童相談員を兼務していることにつきましては、母子・父子自立支援に係る相談支援と家庭児童相談に係る相談支援というところで、線を引いてきれいに分けられるところではない部分があるため、兼務という形で相談受付を行っています。

相談件数につきましては、件数が伸びてきている状況にあるので、相談しやすいような体制をとるということで、相談窓口の啓発等について広報等で行っているところであります。

まだ相談できない人がいるのかどうかというところについては、なかなか判断が難しいところではあるのですが、家庭児童相談員と学校、保育所、幼稚園等と連携をとらせていただいております。春と秋に学校、保育園、幼稚園への全校訪問を行わせていただいております。その中で気になる子どもがいれば、情報をいただくなどをして、支援の必要な家庭等を拾っていけるような体制をとっています。

子どもの権利相談につきましては、当初相談窓口の設置ということでなかなか周知にも苦慮したところもありまして、相談件数も伸びなかったのですが、巡回子どもの権利相談ということで、地域の児童館等に出向いて相談受付を継続していることで、気軽に相談しやすいような体制が徐々にできてきているのかなと捉えています。

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

相談時間につきましては、母子・父子自立支援相談と家庭児童相談については、平日 9 時から夕方 5 時まで行っております。場合によってそれ以降の時間についても相談したいということで問い合わせがありましたら、それ以降も受付を対応しています。子どもの権利相談の時間につきましては、平日 10 時半から夕方 5 時までの受付、その他メールによる受付を行っています。

○会長 母子・父子自立支援相談員は正職員ですか。

○事務局 3 名とも非常勤職員で対応しております。

○会長 相談をたくさん受けていますが、負担はないのでしょうか。

○事務局 相談件数については、時期的に集中したりする時期もありまして、やはり負担感は感じられると捉えております。

○会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○B 委員 資料 4 ページ 1 段目「健全な食生活の推進」の件ですが、1 点目に「市立保育園運営」をみると代替食を提供されていますが、小・中学校では代替食があるのかどうかということ。

2 点目に他市町村で代替食を行っているところがありますが、代替食についての見通しが、もしあればお聞かせください。

○事務局 こちらについては、申し訳ありません。給食センターに確認をさせていただいて、後日連絡を差し上げるような形でもよろしいでしょうか。

○会長 よろしく申し上げます。他に何かご質問ありませんか。

○D 委員 資料 2 ページ 3 段目「子育て支援の充実」の「保育園一時預かり事業」の件ですが、休日保育に関して、結果的に保育士不足によって、休日保育の実施を見送ったということですが、利用者の勤務体制も土日や時間も関係なく、さまざまな職種がいるので、声があがらなくても休日保育を望む親はいるのではないかと思います。

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

また、休日保育を実施していない関係で、ファミリーサポートセンター事業などを利用しているのではないかと思います。もし、休日保育ができれば、利用したいという方は多いのではないかと思いますので、保育士募集に関する事は、何か活動されているのでしょうか。

○事務局

お答えを申し上げます。書き方が紛らわしくて申し訳ないのですが、休日保育自体は、現在も実施をしています。利用要件が就労に伴ってお子さんをみれない方に限っていますけれども、この利用要件を就労以外にも拡大することまでは至っていないという意味合いで、こちらの文章は書いているつもりでございます。

それから、保育士の関係につきましては、待機児童の解消ということで、特に札幌市あたりは、保育所をどんどん作っている状況でございます。

また、労働の統計としましては、有効求人倍率というものがございまして、1人働こうと考えている方に何社から求人があるかというのが、指数になるのですが、平成 25 年度は道内で 0.7 倍くらいでした。これは、3 人の保育士に対して、2 つの保育園が募集している状況です。平成 27 年度 12 月時点でみますと、有効求人倍率が道内で 1.4 倍となっておりますので、2 人の保育士に対して、3 つの保育園が募集をかけている状況です。

ですから、今の例で簡単に申し上げますと、保育士さんが 2 人しかいませんので、1 園は再度募集をしなくてはいけなくなり、保育士自体が不足し、人材確保が難しい状況でございます。

事実、そういう事態になっているため、正職員の募集ということであれば、集まっていたりするのかもかもしれませんが、公立保育園では、特に臨時職員に働いてもらっていますので、市でも人材確保の面で、なかなかうまくいかない部分もでてくる状況でございます。

○D委員

ファミリーサポートセンター事業ではなく、地域子育て支援センターあいあいで行っているシルバーサポーターの方がボランティアとして保育士を支援する「シルバー子育てサポート事業」をうまく利用して、保育士 1 人に対して、ボランティアのシルバーサポーターをつけて対応するとかいうことは考えられないのでしょうか。やはり年齢的な制限があるのでしょうか。

○事務局

保育園や認定こども園になりますと、年齢的な制限というよりは、資格の有無になります。この保育士資格の有無の部分で、保育士が不足してい

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

る状況ですので、認可保育所や認定こども園の職員配置の基準を北海道で決めているのですけれども、基本的な要件として今は保育士を配置することになっています。

ところが、一定の要件として朝と夕方に2分の1や3分の2以上の保育士がいれば、残りの方は保育士資格がない方でも良いという通知もありまして、北海道の対応としましては、待機児童が出ている市町村では保育士ではなく、幼稚園教諭や小学校教諭などの資格のある職種の方に緩和しても良いとなっています。これには、市町村が北海道に一定の届出をする必要がありますが、そのような流れになっております。

ですから、保育士を確保しなければいけない側から見ますと、そういった要件緩和で幼稚園教諭や小学校教諭などの資格のある職種の方でも配置できる利点がありますが、一方で子どもを預ける保護者の側から見ますと、保育の質の低下に繋がらないかという心配の声も上がっております。

両面も考えなければいけない問題だとは感じておりますが、無資格の方を保育所に配置するということまでは、今はいきませんので、子育て支援センターあいあいには60歳以上の方をシルバーサポーターとして来ていただいて、昔の遊びを教えていただくなどといったことで使っておりますけれども、保育所でシルバーサポーターを配置するということにはならないという状況でございます。

○会長 ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○A委員 4点あります。1点目が、資料3ページ1段目「疾病等の予防・治療に係る支援」の「救急医療推進事業」の件ですが、夜間急病センターを何回もお世話になったことがあるのですけれども、主に内科のお医者さんの時ばかりで、いつも内科のお医者さんの時に、手を切ったとか骨折をしたといった場合に「ここでは対応できない」と言われて、札幌徳洲会病院に自力で行ったりということが、何度かあったのですけれども、もう少し充実した夜間急病センターを作ってはもらえないものかと、子どもを持つ親の希望がありますので、今後そういう対策をしていただけるのかどうか。

2点目が、同ページ3段目「健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援」の件ですが、実質は北広島に産婦人科がないので、市としてもっと強く産婦人科を誘致してもらえないかということが母親の立場、女性の立場として思っております。

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

3 点目が、資料 6 ページ 5 段目「子どもたちの力を育てる活動の推進」の件ですが、10 年ぐらいこの青春メッセージというのを聞いてきたのですが、ほぼ内容が変わっていないです。もっとリアルな子どもたちのメッセージを聞ける場がないものかなと思います。言葉が悪くなってしまいますが、少し作られたステージというか、10 年間内容が変わっていないので、実際は子どもたちってどう思っているのかというのが見えてこない、常々思っているところであります。

4 点目が、資料 8 ページ 3 段目「学校教育での他言語等の子どもの支援」の件ですが、子どもに対する支援は記載されていますが、その親というのも話せない方が、近所にいるのですけれども、そのような方に対しての支援というものも、これから配置すべきではないかと思うのですが、その辺もお願いします。

○事務局

すみません。担当外なものもあるため、お答えできるものが限られます。ご要望のあった部分については、担当へお伝えすることにしたいと思っております。

ひとつははっきり分かっているものとして、2 点目の「健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援」の産科の誘致の件ですが、平成 29 年度から産科の誘致について、産科を開業していただくということに対して補助制度を設けようということで、恐らく平成 29 年度からできるのではないかと思います。

今現在、市で平成 31 年までの総合戦略というものを立てておまして、その中の項目として産科の誘致ということを挙げてございます。その中で、その補助制度を設けて何とか実現をしようと考えております。

その一方で、おっしゃったように市内に産科がないものですから、市外へ行く場合に交通費を助成しようという制度の組み立てになっているところでございます。以上であります。

○会長

ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○C委員

資料 11 ページ 6 段目「子どもの居場所の提供」の件ですが、子どもの居場所の提供ということで、学童クラブが放課後に非常に活発に活動されていますけれども、学童クラブのほかに、学習援助などの補助も含めた学童クラブ以外の方策や方法というものは何か考えられるのでしょうか。

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

- 事務局 居場所的な部分としては、まだ未整備地区はございますけれども、児童センターが当てはまるのかなと思っております。
- また、学習面では教育委員会でやっていますけれども、放課後子ども教室というものを全地区ではありませんが、大曲小学校と双葉小学校の2つの小学校で始まっております。聞くところによりますと、なかなかスタッフなどを確保するのが難しく、全校まではいけないというお話なのですが、平成 28 年度から 1 校増えて、2 校で放課後子ども教室が実施をしているところでございます。
- C委員 大曲小学校と双葉小学校の2つの小学校だけということですが、今後は増やしていくというような計画はあるのでしょうか。私は、大曲に住んでいます。大曲小学校は放課後子ども教室をやっていますが、大曲東小学校はやっていないので、今後どうなるのか教えてください。
- 事務局 教育委員会の所管のため、あまり無責任なことは申し上げられないのですが、スタッフをなんとか確保してやっていこうという姿勢にはあると思います。ただ、次の3校目がいつできるかというところまでは、まだ見通しが立っていない状態かと思えます。
- 会長 余談ですが、私は北ひろしま福社会の理事をやっています。民間で行っていますが、北ひろしま福社会のふれあいステーションほっとの中で、退職された学校の校長先生方が寺子屋をやって、学習を教えたりする活動もしています。
- 他に何かご質問ありませんか。
- (委員質問等なし)
- それでは、日程 7 番目の「北広島市子どもの権利に関する推進計画の実施状況について」は、終わりにしたいと思います。
- では、日程の 8 番目の「子どもの権利に係る広報活動についての検討について～資料 2」ということで、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、資料 2 をご覧ください。子どもの権利に係る広報活動についての検討ということでございます。事前にお送りしたところではあります、

平成 28 年度

第 1 回 子どもの権利推進委員会

今まで市では、広報啓発活動の物品として、小学生用パンフレット、大人用パンフレットを作成してきました。

大人用パンフレットについては、平成 26 年 3 月発行ということで多少古くなってきたことと在庫も少ないということから、平成 29 年度の増刷再発行を予定しているところです。その他小学生に配るパンフレットは、小学生低学年用パンフレットが、平成 28 年度に新しくできたので、今年 11 月に小学 1 年生から 3 年生全員に配りました。

平成 29 年度以降については、小学生低学年用パンフレットを新入学生に配り、家庭に持って帰って親御さんにご覧いただき、小学生高学年用パンフレットを新 4 年生に配り、家庭でご覧いただくというような形を考えているところです。

また、その他の啓発活動として、子どもの参加ガイド、子どもの権利相談カード、ポスターの配布、毎年 11 月の「子どもの権利月間」の際に広報紙への掲載をさせていただいているところです。他に資料 2 に記載させていただいている紙芝居については、巡回子どもの権利相談の行った先で、子どもの権利相談員が、子どもの権利の紹介ということで子どもたちを相手に紹介をしているところです。

ただ、今の進行中の推進計画を策定前の平成 26 年 9 月から 10 月の間に、子どもの権利条例の認知度についてアンケートをしたところ、小学生と中学生を合わせて約 2 割ほどの認知度ということで、今後の広報活動については、多くの人に知っていただくことが重要であるため、パンフレット・カード等の配布のほかに、新たなツールの作成などの検討が必要なため、今回の議題に挙げさせていただいたところです。

資料 2 の他自治体の啓発物品につきましては、2 ページ以降に紹介をさせていただいているところです。委員の皆様の中で、何かこういったものがあれば良いなどがありましたら、ご教示をいただければと思います。

○会長 ありがとうございます。それでは、今ある北広島市の広報・啓発物品以外で、委員の方々から何かこういうようなことを計画したら良いのではないかなどがありましたら、ご意見を聞かせてください。

○B 委員 小学校各校で人権教室をやっていただいているのですが、学校の方でも時間が取れなくて、年間で 1 時間程度という状況です。ですから、同じ人権という言葉であれば、人権教室の時に子どもの人権も一緒にやっていただくことによって繋がってくるのかなと思います。

平成 28 年度 第 1 回 子どもの権利推進委員会

子ども側からしたら、どちらも人権という言葉が入ることから、カテゴリーが一緒であると思っています。ただ、大人側からすると、人権意識の高揚と子どもの人権は多少違うという話になるのかなと思うのですが、そのところを一緒にしてやっていただくことによって、子どもにとっては、逆にわかりやすいのではないかと、いつも聞いているのですがどうでしょうか。

○事務局 ご意見ありがとうございます。人権教室の中で子どもの権利についての紹介も一緒にやっていったらどうかということについて、人権教室の担当課であります市民課と協議を行っていきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。他にご意見等ありますか。

○D委員 人権教室の状況報告ですが、人権擁護委員としましては、前回校長先生からお話を伺って持ち帰りまして、人権擁護委員 7 人で話し合ったのですが、主に人権教室で扱っているのは、いじめのない、学校生活思いやりの心、人権侵害に当たることに対する相談窓口などをメインにテーマとしてやっているのですが、権利と人権のこの辺の微妙な違いを、人権教室の 1 時間の中で一緒にできるかというのが、今の私たちの課題であり、まだ結論は出ていない状況です。

啓発用パンフレットの件ですが、人権擁護委員みんなで回し読みをさせていただきました。そこで気がついたことは、小学生高学年用パンフレットがピンク色、平成 28 年度に新しく作った小学生低学年用パンフレットがベージュ色になっていますが、低学年用パンフレットの方をピンク色にした方が良いのではないかという意見がありました。新しく作った小学生低学年用パンフレットの中身については、とても良く出来ていて、小学 1 年生から 3 年生が見るには、とても楽しい内容であり、子どもの権利が分かるようになっていて、とてもすばらしいと思いました。

そして、子どもの参加ガイドですが、子どもが北広島市の市民として大人の政策まではいきませんが、声を出して参加するという盛り上がりを期待するところで、子どもの参加ガイドを目にすることによって大人も子どもと一緒にまちを作り上げていくというので、とても良いと思いましたが、色合いだけどうでしょうかという感じです。

平成 28 年度
第 1 回 子どもの権利推進委員会

- 事務局 ありがとうございます。パンフレットの色合いについてということですが、今後増刷の際に検討させていただきたいと思います。
- 会長 ありがとうございます。他にご意見等ありますか。
- Ｃ委員 民生委員、児童委員の立場からですが、私たち民生委員というのは、子どもの色々な問題、地域の安全や生活に関わりを持っていますけれども、残念なことに、我々民生委員には、子どもの権利に関しての意識が非常に薄い状況です。
- ですから、我々民生委員も勉強しなくてはいけないのですが、勉強する資料として、こういったものをもう少しアピールをさせてもらいたいと考えているのですが、それについてはどうでしょうか。
- 事務局 資料のアピールということで、例えば今年度でいうと、子どもの参加ガイドにつきましては、現在の各公共施設といった大人と子どもが集まるような公共施設への設置と町内会の役員向けの配布という形で行いましたが、より広く周知ということで、今後の配布先について、これから検討をさせていただきたいと思います。
- Ｃ委員 我々民生委員は、独自に色々な研修の機会を持てるのですが、その時に、こういったものを活用させていただくことはできるのでしょうか。
- 事務局 私からお話をさせていただきます。私は民生委員の担当課であります福祉課に長らくおりました、民生委員さんは毎月定例会の中で、研修をされていますし、あるいは札幌で色々な研修会にも出席されているのは十分存じ上げているつもりでございます。
- 子どもの権利参加ガイドの関係については、お求めいただければ、部数との関係があるため、このままの形でお渡しできるかあるいはコピーでお渡しできるかは分かりませんが、事前に何部必要だということ言っていたいただければ、ご用意をしたいと思っております。
- 会長 ありがとうございます。他にご意見等ありますか。

平成 28 年度 第 1 回 子どもの権利推進委員会

- A 委員 いつも私の子どもが、子どもの権利相談カードなどを持って帰ってくるのですが、ほぼ見ていません。子どもは、すぐに飽きてしまうので、同じものをもらっても、効果は薄いのかなと思います。
- また、相談の仕方が、窓口か電話、メールでというのが原則であると思うのですが、小学生がメールで相談するかなと考えた時、携帯電話がなかったり、パソコンでメールアドレスを持っていなかったりする子どもが多いと思います。小学生が電話で相談するかなと考えた時でも、公衆電話が今ないですし、家からそのような状況の中で電話ができるかといったら子どもはできないと思います。小学生が窓口で相談するかなと考えた時でも、市役所の窓口まで来る勇気というものは、よっぽどだと思います。
- ですから、もし私が子どもだったら、どのような方法が相談しやすいかなと考えた時、毎日学校に行っている子どもであれば、学校に子どもの権利相談ボックスみたいなものを作って、手紙を入れてもらい、「これは学校では開けないで、子どもの権利相談員が開けるから秘密は絶対守るよ」みたいなものがあれば、相談しやすいと思います。
- そのような形で、子どもの立場から相談しやすい方法を、もう少し開拓してもらえないかなと思います。今の相談窓口であれば小学生低学年は、特に相談するきっかけはないのではないかといつも思っていました。
- 事務局 ご意見ありがとうございます。子どもにとっての相談のしやすいような方法として、相談方法の開拓ということで、今おっしゃられた学校にそういった子どもの権利相談ボックスを置くなどということですが、こちらについても、学校と教育委員会の方と協議をしまして、検討をして参りたいと思います。
- 会長 他に何かご意見等ありませんか。
- (委員意見等なし)
- それでは、今日の日程 7、8 番目の審議事項終わりました。その他ということで、委員の皆様から何かございますか。
- (委員意見等なし)
- それでは、事務局からお願いいたします。

平成 28 年度
第 1 回 子どもの権利推進委員会

○事務局 「その他」ということで、もう一点、広報活動についてのことですが、実は今回資料の中で、他市の事例等を紹介させていただいたのですが、色々ご意見いただいた啓発活動ということで、そのほかの啓発物品としまして、例えば、子ども達が学校などのプリントを入れて持って帰れるようなクリアファイルを作ったらどうだろうということを検討していたところだったのですが、これについてはいかがでしょうか。

○会長 ありがとうございます。委員皆さんから何かご意見等ありますか。

○A委員 クリアファイルは、恐らくあまり使われなれないと思われます。
というのは、子ども達は各自それぞれのクリアファイルを用意して持っていくので、同じクリアファイルを持っていくと、誰のかが分からなくなってしまったり、同級生から「あの子はもらったクリアファイルを使っている」みたいなことを言われることがあったりなど、今の小学生は難しいところがあります。

ですから、クリアファイルを作成するにしても、いろんな色を作って各自全然違ったり、全然柄が違ったりかというのであれば、使うかもしれないですけど、全く同じものをみんなに配っても、おそらく使ってもらえないと思います。

○事務局 ありがとうございます。今後、広報啓発物品について、検討をしていきまして、委員の皆さんに、ご意見をいただきながら、物だけではなく、より良い広報活動ができていけるようにやって参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。委員皆さんから何かご意見等ありますか。

○D委員 人権擁護委員の啓発活動で、啓発物品で喜ばれるものが、人KENまもる君と人KENあゆみちゃんのキャラクターを布で作ったキーホルダーの人形です。かばんにつけたりできるのですが、大人も喜ぶます。ですから、けんりーなちゃんをうまく温かい感じで作って、それをキーホルダー的にするのはどうかなと今思いました。

○事務局 ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

平成 28 年度
第 1 回 子どもの権利推進委員会

○会長 他に何かご意見等ありませんか。

(委員意見等なし)

それでは、事務局から連絡がありましたらお願いします。

○事務局 冒頭に室長からご挨拶の中で申し上げたとおり、平成 29 年度に子どもの権利に関する推進計画の改定の準備を行うところであります。

今年度については今のところ、次の推進委員会についての予定はないのですが、平成 29 年度は計画の更新ということで、皆さんからまたご意見を色々いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございました。それでは、第 1 回目の北広島子どもの権利推進委員会を終わりたいと思います。